

仙台市長発行の自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方へ

令和元年台風第19号の被災者の皆様は、
自立支援医療（精神通院医療）の窓口負担が不要となります

1 **A及びBに該当し、かつCの①～⑤のいずれかに該当**
する方は、医療機関等の窓口でその旨をご申告いただく
ことで、自己負担額の**支払いが不要**となります。
（令和2年3月末まで）

- A 仙台市長発行の自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方
B 医療保険の窓口負担猶予を行わない健康保険組合等に加入している方
※ 猶予実施の有無については、ご加入の保険者にご確認ください。
-
- C 令和元年台風第19号により、次のいずれかに該当する方
① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありません。
② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

2 下記の点にご留意ください。

- ① この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口で申告いただいた内容について、後日、仙台市が確認を行う場合があります。
② 仙台市外の医療機関等を受診された場合も、ご申告いただくことで、自己負担の支払いが不要となります。

3 上記に該当する方は、令和元年10月12日以降、
既にお支払いいただいた自己負担額にも適用されます。

返還申請書に領収書を添付し、請求書と共に下記へご郵送ください。申請書等は仙台市精神保健福祉総合センター（はあとぼーと仙台）のホームページからダウンロードできます。（申請書等の郵送をご希望される方は、下記へご連絡ください。）

郵送先

〒980-0845

仙台市青葉区荒巻字三居沢1番地6号

仙台市精神保健福祉総合センター（はあとぼーと仙台）

連絡先：022-265-2192

仙 台 市